

## 小金井公園ドッグラン利用規約

このドッグランは、人と愛犬の豊かな共生社会を目指して作られました。愛犬と共に誰もが安全に安心してご利用いただけるよう、利用ルールや公共マナーを守り、仲良く譲り合ってください。

### 1. ご利用には、ドッグラン利用者登録と年度ごとの更新手続きが必要です。

①新規登録時または更新時に、狂犬病予防法で義務付けられた当該年度の狂犬病予防注射の確認を行います。

**当該年度の狂犬病予防接種済票の現物をお持ちください。(コピー不可)**

**※動物病院等が発行した接種証明の書類では登録・更新ができません。**

**更新には、狂犬病予防接種済票の他に「ドッグラン登録証」も必要です。忘れずにお持ちください。**

②利用者登録の有効期限は、登録した日から翌年度の6月30日までです。(ただし、3月2日～31日の間に初めて狂犬病予防接種を行った犬の登録証有効期限は、登録日から翌々年度の6月30日までです。)

③利用時は、「ドッグラン登録証」を確認しやすい位置につけてください。(飼い主が首に提げる、胸元につける等。) **ドッグラン登録証をお持ちでない方はご利用できません。**

### 2. ドッグランでは、以下の行為はできません。

①犬を連れていない方、中学生以下で保護者同伴のない方の利用。

②噛み癖のある犬、発情期のメス犬(出血中および出血が止まってから3週間)、病氣中および皮膚炎を患っている犬、利用登録を行っていない犬を入場させること。

③犬以外の動物を入場させること。

④営業活動や宣伝および勧誘活動、特定の団体が一部または全体を占有しての利用(ただし、東京都や公園サービスセンターが主催する催事を除く。)

⑤プレイゾーン以外でのペットの運動用具やおもちゃの使用。

⑥ベビーカー(人用・ペット用問わず)、携帯用イスやレジャーシート、パラソルなどの持ち込み。

⑦喫煙、飲食、飲酒、犬へ食べ物を与える行為。

⑧被毛の手入れや身体を洗う等の行為。

⑨その他、管理運営上支障があると公園職員または警備員が判断した行為。

### 3. 飼い主は、ドッグランから離れることなく、常に犬を制御できる状態でご利用ください。

4. **排泄物やゴミは飼い主が自宅まで持ち帰って処分してください。また、おしっこは水で流してください。**

5. **咬傷事件等のトラブルについては、当事者同士で話し合ってください。話し合いで解決が難しい場合や、危険な目に遭った場合などは、110番通報してください。東京都やサービスセンターは一切の責任を負いません。利用者の情報は、個人情報保護の観点からお教えすることはできません。**

### 《その他注意事項》

\*ドッグランの外では必ずリードをつけ、近隣住民や他の利用者の迷惑となる行為、路上駐車等の違法行為はおやめください。

\*犬が興奮状態になった場合は、リードをつけて一度外に連れ出すなどし、落ち着かせてください。

\*小さなお子様は、保護者のそばから離れないようにしてください。突然大声を出すなど、犬が驚くような行動は控えてください。また、飼い主の許可を得ずに他の犬を触らせないようにしてください。

\*プレイゾーン(全犬種利用可能およびおもちゃの利用可能エリア)を利用する場合は、おもちゃの奪い合い等による事故に十分注意してください。

\*中・大型犬ゾーンにおける小型犬の利用、小型犬エリアにおける中・大型犬のご利用はできません。体重別にエリアを分けてありますので、体重にあわせてご利用ください。

※中・大型犬エリア…10kg以上 小型犬エリア…10kg未満

\***ドッグラン内では、他の犬の動きにも十分注意し、飼い主やご自身の犬の安全を確保してください。**

\*公園職員・警備員の指示ならびに前記の利用ルールや公共マナーを守っていただけない場合には、ご退場いただくほか、登録を抹消させていただくことがございますので、予めご了承ください。

このドッグランは、小金井公園ドッグランサポーターズクラブのサポートにより成り立っています。ご利用にあたっては、小金井公園ドッグランサポーターズクラブの活動にご協力いただきますようお願いいたします。

【利用登録および問い合わせ】小金井公園サービスセンター：042-385-5611  
東京都西部公園緑地事務所管理課：0422-47-1210